

令和 8 年度奈良県 PTA 安全会定期総会 書面決議における反対意見への回答

令和 8 年度奈良県 PTA 安全会定期総会の書面決議に際し、各議案について貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見について、安全会規程、令和 7 年度決算、令和 8 年度予算案及び本会の運営実態に基づき、以下のとおり回答いたします。

1 第 1 号議案 令和 7 年度奈良県 PTA 安全会事業報告について

【ご意見の要旨】

協議会の役員会・理事会と同日に安全会の役員会・理事会が毎回開催されているが、安全会規程に鑑みて、活動実績に疑義があるため反対する。

【回答】

ご意見ありがとうございます。

奈良県 PTA 安全会は、奈良県 PTA 協議会に属し、PTA 活動中に生じた傷害、賠償、死亡への給付賠償対策を講ずることを目的とする組織です。また、安全会規程では、安全会の理事は県 P 協理事をもってあてること、役員は県 P 協役員より選出すること、総会は県 P 協総会をもってあてることが定められています。

このように、安全会は県 P 協議会と密接に関係する組織であり、構成する理事・役員も県 P 協議会と重なるため、会議運営の効率性、出席者の負担軽減、会場費等の経費節減の観点から、県 P 協議会の役員会・理事会と同日に安全会の役員会・理事会を開催しております。

同日に開催していることは、安全会の活動実態がないことを意味するものではありません。安全会では、保険契約に関する事項、会費納入、加入世帯数の確認、事故発生時の対応、保険会社との連絡調整、安全啓発事業、「安全会のしおり」及び「安全会カード」の発行・配布等、安全会の目的に沿った事務及び事業を行っております。

また、会議についても、県 P 協議会の会議と時間を連続して開催し、必要な議題を安全会として審議・確認する形をとっています。これは、安全会規程に基づく理事会・役員会の開催を、実務上効率的に行うための運営方法です。

したがって、第 1 号議案に記載した事業報告は、安全会規程の趣旨に沿った令和 7 年度の事業実績として報告するものです。

2 第2号議案 令和7年度奈良県 PTA 安全会決算報告書について

【ご意見の要旨】

協議会会計との関係において、事務局使用料等の折半に対し、人件費、交通費等の配分の根拠が不明なため反対する。

【回答】

ご意見ありがとうございます。

奈良県 PTA 安全会と奈良県 PTA 協議会は、それぞれ目的と会計を別にする組織ですが、事務局、会議、通信環境、複合機等の一部を共用して運営しております。そのため、両会計に共通して発生する経費については、使用実態に応じて整理しております。

具体的には、事務局使用料、電話代・インターネット使用料、複合機リース料等のように、協議会と安全会が共通して使用する固定的経費については、協議会会計と安全会会計で折半して計上しています。

人件費及び交通費につきましては、安全会固有の事務（加入世帯数の管理、会費処理、保険契約事務、事故対応、保険会社との連絡調整、安全啓発資料の作成・配布、総会・理事会資料の作成等）を3人の事務局員が兼務して進めております。そのため、実務上、厳密な時間や労力の按分が難しく、現状は結果として折半に近い形での計上となっている実態がございます。この点につきましては、配分根拠の明確化に向けた重要課題であると認識しており、次年度以降に予算管理や経費按分のルールを見直すべく、今後、協議を進める予定でございます。

3 第5号議案 令和8年度奈良県 PTA 安全会予算書案について

【ご意見の要旨】

事務局次長の給与を業務量見合いで協議会の一般会計と折半し、会費を減額することに検討の余地があるため反対する。

【回答】

ご意見ありがとうございます。

奈良県 PTA 安全会の会費は、安全会規程に基づき、単位 PTA の会員1世帯につき年額200円と定められています。この会費は、主として傷害保険契約金、賠償責任保険契約金、安全会の事務運営、安全啓発事業等に充てるためのものです。

令和8年度予算においても、支出の中心は、加入世帯数に応じて算出される傷害保険契約金、園児・児童・生徒数に応じて算出される賠償責任保険契約金です。加えて、安全会制

度を安定的に運営するためには、加入管理、会費処理、事故対応、保険会社との調整、資料作成、会議運営等を担う事務局体制が必要です。

先の回答でも述べました通り、安全会の実務は 3 人の事務局員が兼務して進めており、業務量の厳密な按分が難しいことから、現状は事務局次長の給与・交通費、および事務局長の一部の給与に充てております。ご指摘の「業務量見合いでの折半」につきましては、次年度以降の予算管理や経費按分ルールの見直しに関する重要事項として受け止め、今後、組織内で具体的な協議を進めてまいります。

また、会費を減額する場合には、保険契約金、加入世帯数の減少、事故対応に必要な事務体制、社会保険料等の法定福利費、今後の保険料変動リスクを踏まえ、安全会制度全体の安定性を慎重に確認する必要があります。安全会は、PTA 活動中の事故や賠償に備える制度であり、単年度の収支だけでなく、制度を継続的かつ確実に運営できることが重要です。

令和 8 年度予算案は、加入世帯数の見込み、保険契約金、安全会運営に必要な事務経費等を踏まえ、規程に基づく会費 200 円を前提に編成しております。したがって、現時点では、人件費を協議会一般会計と一律に折半し、それをもって直ちに安全会費を減額することは予定しておりません。

本会としては、引き続き、保険契約の内容、加入状況、事務運営に必要な経費を適切に確認しながら、安全会制度の安定的な運営に努めてまいります。

以上のご意見は、奈良県 PTA 安全会の活動実態、協議会会計との関係、経費計上、安全会費のあり方に関する大切な視点からのものと受け止めております。

奈良県 PTA 安全会は、PTA 活動中の傷害、賠償、死亡等への備えとして、各単位 PTA が安心して活動できる環境を支えるために運営しております。

本会は、奈良県 PTA 協議会と役員・理事・事務局体制を共有する部分がありますが、安全会としての目的、会計、事業内容を区分し、保険契約、加入管理、会費処理、事故対応、安全啓発資料の発行等を行っております。

今後も、会費を適正に管理し、安全会制度の安定的な運営に努めるとともに、事業内容や会計の考え方を構成員の皆様に分かりやすくお伝えしてまいります。